

High School Human Rights

ヒューマン ライツ



(高校人権教育通信 第8号) 平成25年(2013年)12月24日
発行 長野県教育委員会教学指導課心の支援室
発行人 永原 経明

1 はじめに

体罰問題等昨今の社会情勢から、学校における生徒指導の在り方が大きく問われています。ただ厳しいだけの旧態依然としたイメージとスタイルを見直し、生徒一人一人の人権を強く意識した生徒指導を、学校全体ですすめていく必要があります。

そこで今回は、人権尊重の理念に立った生徒指導の取組について、実践例から考えてみたいと思います。

2 人権尊重の理念に立った生徒指導とは

生徒指導の目的は「現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成」(「生徒指導提要」平成22年3月文科省)です。生徒一人一人が自発的、自律的に自らの行動を選択し、実行し、責任をとる経験を積み重ねることで、自己決定の力や責任感といった社会的資質や能力・態度が育成されていきます。そのためには、生徒の思いに寄り添った受容的態度と、反社会的で不正な言動は許さない毅然とした態度のバランスを大切にされた指導が必要であり、それが、生徒の人権に配慮した生徒指導につながります。

○ 生徒に寄り添い、その思いは受容する。

しかし、不適切な言動は許容せず、自己責任を果たさせる。

3 頭髪指導の実践例

校則を遵守させることは、安心・安全な学校生活を確立させるとともに、高校生らしい「節度」と「品位」を身につけさせるために必要不可欠であり、また、問題行動の未然防止や再発防止にもつながります。その中でも、頭髪や身だしなみについては、学校の状態を示す一つの指標となる場合が多く、地域に与える印象や影響が大きいものです。しかし、その指導は全生徒に対して平等で納得のいく形で行う必要があります。その方法が問われています。そこで、生徒の人権を尊重しつつ実践されている頭髪指導の例を紹介します。

(1) 指導方法の改善

A校では、平成23年度末、従来の平常の頭髪状況と文化祭、卒業式等での状態に対する反省から、従来の指導体制を見直すべき状況になっていました。そのため、平成24年度の生徒指導方針に追加した「ねばり強く指導を行うこと」を肝に据え、強化週間を設けたり、生徒会、PTAと連携した規則の徹底遵守指導を行ったりした結果、頭髪状況の改善が得られました。しかし、その指導方法が生徒の人権を十分に配慮したものなのか、力づくで直させている従来の形(生徒にとって受動的)と何ら変わらないのではないかと問われたとき、この方法ではまだ不十分であり、さらに改善する余地があると考えました。今年度は、生徒の自発的な改善を働きかける形(生徒にとって能動的)で、自ら改善する力を身につけさせることに重点を置いた指導方針にしました。さらに、毎月の指導結果及び反省を十分に反映させながら、生徒や保護者との関係を大切に、その時々状況に応じた柔軟な対応をしておき、こうした指導が、状況の改善につながってきています。

従来の指導方法の概要

- ア 未改善者は授業に出席させず、別室指導
- イ 別室で課題にしっかり取り組めばその時間の授業は出席扱い
- ウ 著しく不適切な者は帰宅改善指導

※ 帰宅改善指導は授業時間外を基本とするが、改善のため途中帰宅した場合は、その授業時間数については欠課扱いとする。



○ 一方的、半強制的な改善指導から脱却し、生徒一人一人の人権を大切にしながら、生徒との対話を深め、自発的に改善していけるよう働きかけることで、生徒の自己指導能力の育成を図る指導に切り替えた。

現在の指導方法の概要

ア 全職員による点検

※ 頭髪の色基準
地毛の色に十分配慮しつつ、平等性を確保するため、右のようなカラーチャートを用いる。



イ 未改善者への声かけ指導（校門・職員室・SHR等）

ウ 未改善者に対する改善のための帰宅指導

※ 帰宅改善指導の場合、改善に必要と判断された授業時間数については、欠課扱いとしない。

(2) 効果

- 生徒一人一人の状況に応じて、柔軟かつ粘り強く指導してきている結果が現れ始め、指導上のやりとりがスムーズになり、改善指導が徐々に容易となってきています。
- 長期休業における頭髪の染色・脱色等の度合いが徐々に小さくなってきています。しかし、一度染色等をしてしまうと、黒染めすることが必要となり、長期間のリスク（気遣い・手間・費用面）が生じることになるため、自然のまま加工しないよう更に指導していく必要性を感じています。
- 黒染め後の色落ち改善においても、自発的に行う姿勢が段々芽生えてきています。

学校におけるすべての教育活動において、常に生徒一人一人の人権を意識して取り組むことは当たり前のことですが、教え込むことに夢中になり過ぎて、あるいは生徒の反抗する姿に対して、もしかするとその意識が薄れてしまうこともあるのではないのでしょうか。人権教育の目標に「他の人と共によりよく生きようとする態度や、規範等を尊重し義務や責任を果たす態度を身につけ、それが具体的な行動に現れるようにする」（「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」平成20年3月文科省）ことがあります。まさにこれは、生徒指導の目的と合致するものです。私たち教師が、人権感覚を磨き続け、生徒指導はもちろん、教育活動全体を、生徒の人権尊重を意識して取り組むことが、生徒にとって“隠れたカリキュラム”として、良い効果がもたらされていくと信じています。

（“隠れたカリキュラム”については、「High School Human Rights 第3号」を参照）

※ 「High School Human Rights」は、県教委ホームページに掲載していますのでご活用ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyogaku/jinken/highschoolhumanrights.html>

朝晩、マフラーと手袋が欠かせなくなりました。先生方、どうぞご自愛ください。
次号は、来年2月発行を予定しています。ご感想・ご要望をお寄せください。

kokoro@pref.nagano.lg.jp

